

『18歳以上59歳以下の基礎疾患を有する方など』

別紙

4回目接種券

送付申請のご案内



4回目接種については、令和4年5月下旬から開始する予定です。

対象者は、**3回目接種を完了してから5か月以上経過した「60歳以上の方」**のほか、「18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方など」となります。

60歳以上の方は市に申請は不要ですが、**18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方などのうち、4回目接種を希望する方は、次のとおり接種券の送付申請が必要です。**

なお、予防接種法第9条に規定する「努力義務」については、60歳以上の方は引き続き適用となります。18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方などについては適用除外とされています。

※努力義務とは、「接種を受けるよう努めなければならない」という規定のことで、義務とは異なります。接種は強制ではありません。適用除外の場合、努力義務自体が課せられません。

申請対象者

「18歳以上59歳以下の基礎疾患を有する方など」で4回目接種を希望する方

【年齢は申請日時点での満年齢です】

※「18歳以上59歳以下の基礎疾患を有する方など」とは、次のいずれかに該当する方です。接種券の送付申請前に接種についてかかりつけ医とよく相談してください。

- ・基礎疾患を有する方(基礎疾患の範囲は裏面をご覧ください)
- ・新型コロナワイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた方

申請方法

・電子申請(右のQRコードまたは
和歌山市HP(ページ番号1044213)から)



・電話申請

和歌山市新型コロナワクチンコールセンター
電話番号 0120-375-567
(土日祝日含む午前9時から午後5時まで)

※電話申請は混雑が予想されます。

24時間対応で待ち時間のない電子申請をおすすめします。

接種券発送時期

申請内容を確認した上で、**3回目接種から5か月が経過した時期**に発送予定

※詳しくは和歌山市ホームページ(ページ番号1044213)にてご確認ください。

※申請内容の確認に通常1週間程度かかります。疑義があると、発送が遅れる場合があります。

※接種券発送時期において和歌山市に住民登録がない場合、発行できません。住民登録をしている市町村へお問い合わせください。

基礎疾患の範囲

1. 以下の病気や状態の方で、通院または入院している方

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

※精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している方については、通院又は入院していない場合も、基礎疾患のある方に該当します。

2. 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方

(BMI30 の目安: 身長 170 cm で体重約 87 kg、身長 160 cm で体重約 77 kg)



【問い合わせ】

和歌山市新型コロナワクチンセンター

電話番号 0120-375-567(土日祝日含む午前9時から午後5時まで)